

[事案 30-240] 契約者貸付利息減免請求

・令和元年 7 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

契約者貸付は配偶者が行ったと思われること、保険会社から契約者貸付に関する連絡がなかったこと等を理由として、貸付利息の減免を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年・7 年に行われた契約者貸付は配偶者が行ったと思われること、平成 29 年 10 月まで保険会社から契約者貸付に関する連絡がなかったことから、本来であれば、貸付契約の効力を争うところであるが、配偶者のしたことでもあり、配偶者が貸付金を使っている以上、貸付金の返済はやむを得ないと考えている。しかしながら、貸付利息を複利計算するのは納得できないので、貸付利息を単利計算した金額の合計金額をもって同貸付金の全額返済としてほしい。

<保険会社の主張>

契約者貸付の取扱いに問題はなかったこと、契約者貸付金の支払いの後には、その都度、貸付内容の通知を申立人の自宅に郵送していること、および、生命保険の契約者貸付の貸付利率は一般の貸付金利と異なり契約日時点の予定利率をもとに設定されていることなどから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至る経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。